

綱領

- 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
- 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明るなる民主的労働組合としての健全なる発展を期す。
- 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

日赤新労

平成11年
9月25日
発行
第166号発行所
日本赤十字新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区浜松町2-6-8
仲和ビル1F
TEL(03)3433-3028
FAX(03)3432-4560
発行責任者 浜崎 健蔵

日赤新労第2回中央委員会



福利厚生の充実
活動ある職場環境
定年制の早期実現
賛成多数で承認された。ま
た初日には、梅村中央執行委員長による「介護保険制度のあらまし」をテーマとした幹部研修会も開催され、盛会のうちに、無事二日間の日程を終了した。

中央委員会は、まず開会のことばの後資格審査と成り立確認(出席中央委員二八名委任状一名が行われ、副議長に西村和典氏(大津日赤)、副議長に秋友信男氏(岡山日赤)、書記に川原猛氏(盛岡日赤)がそれぞれ選出された。

審議に先立ち、梅村中央執行委員長が挨拶を立て、執務企画室の発表による

比〇・二%増と、二期連続のプラス成長を示し、景気回復の兆しがみえるとした

が、我々が実感として感じた

と、四一六期GDPは前期

比〇・二%増と、二期連続のプラス成長を示し、景気回復の兆しがみえるとした

が、我々が実感として感じた

と、四一六期GDPは前期</p

幹部研修会開催

介護保険制度のあらまし

中央執行委員長 梅村正一

日赤新労は、9月12日、「介護保険制度のあらまし」をテーマに幹部研修会を開催した。

平成12年4月1日からスタートする介護保険は、現行の老人医療保健制度において高騰する医療費のうちの老人介護にかかる費用を切り離し、国民一人一人が共有する中で老人介護を支える新たな制度が確立されるということで、医療関係者はもとより、介護を必要とする老人を抱える労働者にとっても関心の深いものである。

今回は、紙面を借りて、幹部研修会での講演要旨を紹介したい。

<はじめに>

社会保障の構造改革第一歩として位置付けられた介護保険法が成立（平成9年12月）し、いよいよ来年4月1日から、法に基づく老人介護がスタートする。そして今年10月からは、法で定められた老人介護に携わる民間支援事業所の指定受付の開始や、対象となる要介護者の予備申請と予備介護認定の審査も実施されることになっている。

現在、各市町村ではその準備に追われており、市民から保険料を徴収するということもあって、介護保険準備室が中心となり、地域での説明会を実施している。

1. 介護保険の概要

【運営主体】市区町村

【加入者】40歳以上の国民

【保険料】月平均2,500円（見込み）

全国平均では2,885円程度で、65歳以上（第1号被保険者）は原則年金から天引き、また40歳以上65歳未満（第2号被保険者）は医療保険とあわせて徴収される。

【サービス受給】市区町村の要介護認定が必要。40歳以上65歳未満については、特定疾病（15疾患）にかかっていて、介護が必要と認定された場合に受給できる。

【サービス内容】在宅では、ホームヘルプ、ショートスティ、ディサービス等で、施設では特養、老健、療養型病床群等。

【財源】平成12年度の総額は約4.2兆円で、そのうち利用者負担を除く約3.7兆円の半額を公費で負担し、残りの半分を保険料で賄う。

【利用者負担】介護サービス費用の1割

【実施時期】平成12年4月1日

2. 介護サービス受給の手続き

①要介護者本人又は家族が、市町村の窓口へ申請する。

②市町村職員若しくはケアマネージャーが居宅へ訪問し、心身の状況等を調査する。また、かかりつけ医の意見書に基づき、コンピューター処理（一時判定）をする。

③一次判定を基礎に市町村の介護認定審査会（合議体）が介護の必要度（自立か、要支援又は要

介護か）を6段階で判断（二次判定）し、介護度を本人の保険証に記載、通知する。

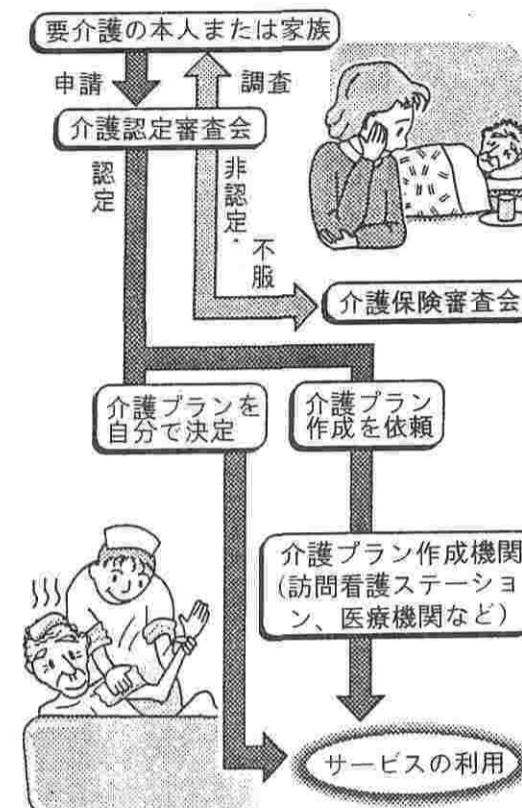
④認定後、介護サービスプラン作成（ケアプラン）を依頼する。自分で立てても良い。

⑤ケアプランに基づき、介護サービスを受ける。

なお、申請から認定までの期間は1カ月以内とされ、要介護認定の有効期間は申請の日から6カ月間である。

非認定又は不服がある場合は、都道府県の介護保険審査会へ申し入れると、調査して審査会で裁定され、本人に通知される。

※介護サービスを受けるための手続き※



3. 介護サービスとは

介護サービスは居宅サービスと施設サービスに大別され、「居宅サービス」には訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通者介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護及び福祉用具貸与があり、「施設サービス」には、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスがある。

4. 介護サービスの費用負担

現在、介護給付に関わる報酬については、まだ詳細は明らかにされていないが、基本的には診療報酬と同様に、このサービスは何点（単価1点10円）といった体系が示されるものと思われる。

例えば、前述の居宅サービスのうち、週1回で1時間程度の訪問看護は何点、1時間程度の訪問介護は何点、30分未満の巡回訪問介護は何点とされ、これを積算して1カ月何円と定められた介護サービスの提供が受けられる。

法律の審議段階で示された価格は、認定された介護必要度でランク付けされ、例えば要支援（虚弱のケース）では月額6万円程度、要介護5（過酷なケース）では23～29万円程度で、そのうちの



利用者負担は1割である。

5. 介護サービスの内容

要介護5に対する厚生省が示した標準を、モデルプランの週間スケジュールに当てはめると、表1に示すように、訪問介護12回、そのうち巡回型の訪問介護（30分未満）14回、訪問看護2回、通所サービス（リハビリまたは通所介護）となり、表中の福祉用具の貸与を受けようすると、いずれかのサービスを減らさなければならない。

要介護5 通所型 (通所サービスを含む組み合わせ)

月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
	(巡回型)	(巡回型)	(巡回型)	(巡回型)	(巡回型)	(巡回型)
	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	訪問介護
午後					または 通所リハビリ	
	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
短期入所	(巡回型)	(巡回型)	(巡回型)	(巡回型)	(巡回型)	(巡回型)
	6カ月に6週	福祉用具貸与	（特殊寝台・マットレス・エアーベット）			
訪問介護		訪問看護	訪問リハビリ	訪問入浴	通所サービス	
うち巡回型						
国の標準	12	14	2			1

<終わりに>

現在、第1号被保険者の保険料の試算が各市町村から提示されているが、市町村の介護サービス事業計画によって、格差は4.4倍にもなる。これは、居宅介護中心か施設介護に依存するかで保険料が異なり、後者であれば当然高くなることが考えられる。

また、厚生省の参酌標準に上乗せするのか、介護保険というサービスに規定されていない部分（布団乾燥、配食等）を横出しするのかによっても、保険料に大きく影響する。

さらに、現在、現金で支給されている介護手当は、現物給付が建前の介護保険であれば、市町村の財政状況によっては打ち切られることも予想される。

まだまだ、多くの課題を抱えている介護保険だが、21世紀に到来する超高齢社会を前に、老人の介護を社会全体で支え合い、大きく育てていかなければならぬ。

問

パートを組合員にした場合の社員の労働協約の適用範囲の定めで決まります。

【答】当該パートを組合に加入させるか否かは、組合の意思（規約）によります。
労働組合は、労働法令に反しない限り、その構成員を誰にするかは労働組合の自主性に任されています。
労働組合は、法内組合について「人種、宗教、性別、門地又は身分」によって組合加入資格を制限することを禁止しています（第4号）。

したがって、法内組合の組合規約は、「組合員は男性に限る」と定め、女性を労働組合から排除することはできません。また、パートが身分とする、労組法第4号の「身分」に該当するかが問題となりますが、同条の「身分」は、日本国憲法14条や労基法3条の「社会的身分」と同じように、生まれながらの身分と解釈されているので、パートは労組法第4号の「身分」には該当しないことになります。（第4号）。

一方、誰を組合員にするかは、労働組合が使用者と協議するものではなく、労働組合が使用者と協議する組合員等が一方的に労働協約を成立させることはあります。一方、誰を組合員にするかは、労働組合が使用者と協議するものではなく、当該労働協約を適用する組合員の範囲を定めたものと解されています。

労働協約の中には、組合員の範囲を定めているものもありますが、この法的意味は定めたものではなく、当該労働協約を適用する組合員の範囲を定めたものではありません。一方、誰を組合員にするかは、労働組合が使用者と協議するものではなく、当該労働協約を適用する組合員には、当該労働協約を適用されないと意味であって、パート労働者の組合加入を当該労働協約が否定するものではありません。

このようなケースで、パート労働者を組合に加入させめるメリットは、パート問題についても組合員としての団体交渉が可能となり、またパート労働者が組合費（準組合費もある）を支払うことで、労働条件の向上などのた

問

労働組合は、組合加入を希望するパートを加入させる法的義務がありますか。

労働法Q&A